

## 産業廃棄物処理計画書

令和6年6月10日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

### 提出者

住所 青森県十和田市穂並町2番62号

氏名 上北建設株式会社

代表取締役社長 田島一史

電話番号 0176-23-3511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	上北建設株式会社
事業場の所在地	青森県十和田市穂並町2番62号
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

### 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高: 31 億円
③従業員数	63 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各作業所から発生する産業廃棄物は、委託処理をしている。</li><li>・ コンクリートがら及びアスファルトがらは、中間処理施設で破碎を行い再資源化</li><li>・ 建設汚泥は中間処理施設で造粒固化し再資源化または埋立処分</li><li>・ 廃プラ・木くずは、中間処理施設で切断・破碎し再資源化または、焼却により減量され埋立処分</li><li>・ 廃石膏ボードは、中間処理施設で破碎・分別し再資源化</li></ul>

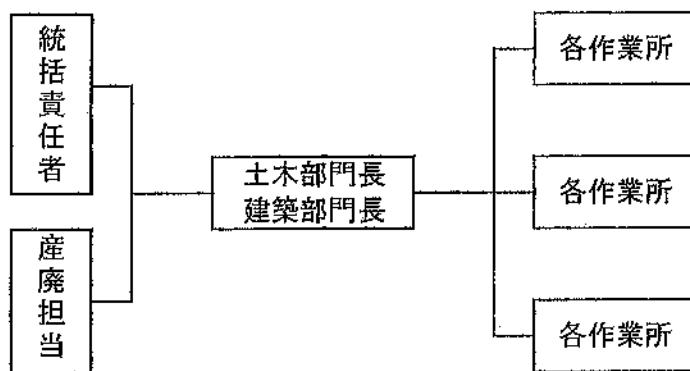
(日本工業規格 A列4番)



## (第2面)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度( 5 年度) 実績】 【別紙-1】

産業廃棄物の種類							計
排 出 量							

## ①現状

## (これまでに実施した取組)

廃棄物発生量は全て処理業者に委託した。  
 ガラ類は再生利用に、金属くずは有価物として再資源化に、汚泥は造粒固化とし、  
 木くずは破碎とし再生利用と焼却による減量の埋立処分となっている。  
 委託処理の状況は、マニフェスト伝票で管理を徹底する。

【目標】 【別紙-1】

産業廃棄物の種類							計
排 出 量							

## ②計画

## (今後実施する予定の取組)

発生量の推移については受注工事の内容によって増減があるので今後の取組は現状と同じ方法とする。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

## ①現状

## (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

各作業所で発生した産業廃棄物は種類ごとに分別し、処理業者に委託した。  
 解体工事等においては、建設リサイクル法の遵守に努める。

## ②計画

## (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

現状と同じ方法とする。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度( 年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____ t	
①現状	(これまでに実施した取組) _____		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
②計画	(今後実施する予定の取組) _____		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度( 年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_____ t	
	自ら中間処理により減 量 し た 産業廃棄物の量	_____ t	
	_____ t		
①現状	(これまでに実施した取組) _____		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減 量 す る 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	_____ t		
②計画	(今後実施する予定の取組) _____		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処理又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度( 年度) 実績】		
		産業廃棄物の種類	_____	_____
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	_____	t _____ t
①現状		(これまでに実施した取組)		
		_____		
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	_____	_____
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	_____	t _____ t
②計画		(今後実施する予定の取組)		
		_____		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度 5 年度 実績】 【別紙-2】				
		産業廃棄物の種類	_____	_____	_____	_____ 計
		全処理委託量	_____	_____	_____	_____
		優良認定処理業者への 処理委託量	_____	_____	_____	_____
		再生利用業者への 処理委託量	_____	_____	_____	_____
		認定熱回収業者への 処理委託量	_____	_____	_____	_____
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	_____	_____	_____	_____
①現状		(これまでに実施した取組)				
		廃棄物発生量は全て処理業者に委託した。 ガラ類は再生利用に、金属くずは有価物として再資源化、 汚泥は造粒固化とし、木くずは破碎とし再生利用と 焼却による減量の埋立処分となっている。 委託処理の状況は、マニフェスト伝票で管理を徹底する。				

(第5面)

②計画	【目標】	【別紙-2】					
	産業廃棄物の種類						計
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への 処理委託量						
	再生利用業者への 処理委託量						
	認定熱回収業者への 処理委託量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量						
(今後実施する予定の取組)		発生量の推移については受注工事の内容によって増減があるので今後の取組は現状と同じ方法とする。					

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数高(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第15条の3の3第1号の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に、「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。  
また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。  
また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「ー」を記入すること。
- 7 ※ 欄は記入しないこと。

## (別紙-1)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	① 現状	② 計画
	令和5年度	令和6年度
	実績排出量	目標排出量
1 コンクリートがら	1,350.610	1,000
2 アスコンがら	2,710.920	2,000
3 その他がれき類	31.630	1
4 ガラス・陶磁器くず	46.530	30
5 廃プラスチック類	62.657	100
6 金属くず	176.945	100
7 燃えやすい廃油	0.200	1
8 建設汚泥	1,067.490	100
9 紙くず	0.270	1
10 木くず	182.265	100
11 繊維くず	0.360	1
12 水銀使用製品産業廃棄物	0.1500	1
13 廃石膏ボード	3.640	10
14 混合(管理型)	3.120	3
15 石綿含産業廃棄物(管理型)	9.580	1
16 汚泥・廃アルカリ(管理型)	0.306	1
合計	5,646.673	3,450

別紙-2 産業廃棄物の処理の委託に関する事項